

竹富町猫飼養条例（案）

令和 年 月 日

条例第 号

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 猫の適正な飼養及び保管（第5条―第10条）

第3章 西表島等における取扱い（第11条―第20条）

第4章 所有者の判明しない猫（第21条・第22条）

第5章 雑則（第23条―第28条）

附則

前文

竹富町は、日本最南端にある八重山諸島の中にあつて、その大半が西表石垣国立公園に指定されている9つの有人島を有する島嶼町である。なかでも西表島は、国の特別天然記念物であるイリオモテヤマネコやカンムリワシをはじめとする、世界的にも貴重な野生生物の宝庫であり、令和3年には「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の構成資産の一つとして、世界自然遺産に登録がなされた。しかしながら、その自然は、放し飼い猫などによって一時脅威にさらされていた。猫は、元来私たちのペット（愛玩動物）である一方で、ネズミ駆除のため放し飼いなど屋外に放置されることを常としてきた。しかし、猫が屋外に存在することは、島固有の小動物に対する侵襲又は捕食、イリオモテヤマネコに対する猫白血病（FeLV）、猫エイズ（FIV）等の感染症のまん延等、島固有の自然生態系に対して不可逆的、かつ、深刻な影響を及ぼすリスクを内包することと同義でもある。

加えて、猫の放し飼いは、猫自体を交通事故、天敵からの攻撃、感染症等のリスクに常にさらすことでもあり、動物愛護や動物福祉の観点からも看過できない。また本町の地理的要因による医療体制の脆弱さを考慮すると、仮に猫由来のトキソプラズマ症、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）その他の人獣共通感染症がまん延した場合、全国と比較して本町社会に一層重大、かつ、深刻な影響を与えることとなる。

竹富町では、こういった問題意識の下、平成13年に竹富町ねこ飼養条例を制定し、飼いか猫の登録の義務化等を定めて以降、平成20年及び令和2年にも条例改正を行い、猫の適正

飼養に係る制度づくりに積極的に取り組んできた。今般、町内における猫の飼養状況のさらなる適正化を図り、健全な町民生活の実現及び竹富町における生物多様性の確保に寄与するため、この条例の精度を更に上げることとした。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、愛玩動物である猫の適正な飼養及び保管に関する事項を定めることにより、動物愛護及び動物福祉の理念に基づき、猫の健康及び安全の保持並びに福祉の増進を図るとともに、猫による生活環境及び自然環境の保全上の支障を防止することで、もって豊かで健全な町民生活の実現及び竹富町における生物多様性の確保に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を策定するとともに、町民、獣医師、愛玩動物看護師、行政庁その他猫の愛護及び管理又は福祉並びに生活環境又は自然環境の保全に関する業務を担当する関係機関との連携又は協働により、これを実施するように努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、人と猫が共生し、かつ猫と野生動植物が共存する社会の実現に向けて、町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(所有者又は占有者の責務)

第4条 猫の所有者又は占有者は、猫の本能、習性及び生理を理解し、愛情をもって飼い猫に接するとともに、飼い猫をその終生にわたり誠意を尽くし飼養するよう努めなければならない。

2 猫の所有者又は占有者は、人と猫が共生する社会の実現に向けて、所有又は占有する猫が他人に迷惑を及ぼすことのないよう努めなければならない。

3 猫の所有者又は占有者は、猫と野生動植物が共生する社会の実現に向けて、所有又は占有する猫が自然環境の保護上の支障を及ぼすことのないように努めなければならない。

第2章 猫の適正な飼養及び保管

(所有者による届出)

第5条 竹富町内（字南風見、字南風見仲、字古見、字高那、字上原、字西表及び字崎山地内を除く。以下この章において同じ。）に居住する猫の所有者は、猫を取得した日か

ら起算して30日を経過する日（生後90日以内の猫を取得した場合においては、生後90日を経過した日）までに、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の2第1項の規定の例によりマイクロチップを装着するとともに、当該猫を取得した旨を町長に届け出なくてはならない。ただし、公益上の理由その他規則で定める特別な理由がある場合においては、この限りでない。

2 前項の届出を行おうとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所及び電話番号その他の連絡先
- (2) その他規則で定める事項。

3 前項の届出書には、猫を適正に飼養又は保管できることを証する書類として規則で定める書類を添付しなければならない。ただし、事実が明らかである場合その他の事由により、添付書類の全部を揃える必要がないと町長が認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。

4 町長は、第1項の届出があったときは、届出者に対し、遅滞なく飼養登録証を交付しなければならない。

（飼養登録証交付手数料）

第6条 前条第4項の飼養登録証の交付を受けた者（以下この章において「飼い主」という。）は、前条第1項の届出に係る猫（以下この章において「飼い猫」という。）1匹につき1,000円の飼養登録証交付手数料を納付しなければならない。ただし、町長が認めた場合には、飼養登録証交付手数料を減額し、又は免除することができる。

（登録内容の変更等）

第7条 飼い主は、次の各号に掲げるいずれかに該当することとなったときは、30日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 第5条第2項の届出書の記載事項に変更が生じた場合
- (2) 第5条第3項の書類の記載事項に変更が生じた場合
- (3) 転出届（住民基本台帳法第24条の規定による届出をいう。）を提出した場合
- (4) 飼い猫を譲渡した場合
- (5) 飼い猫が死亡した場合

2 前項の届出を行おうとする者は、変更が生じた事項その他の規則で定める事項を記載した届出書（第2号に該当する場合においては書類を含む。）を町長に提出しなければ

ならない。

- 3 町長は、第1項の届出（同項第1号及び第2号に係る届出に限る。）があったときは、届出者に対し、必要に応じ、遅滞なく変更後の事実に基づく飼養登録証を交付しなければならない。

（飼い主の遵守事項）

第8条 飼い主は、飼い猫を適正に飼養し、又は保管するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 建物の内部において飼養し、又は保管すること。
- (2) 飼い猫を飼養する室の温度及び衛生管理を適切に行うこと。
- (3) 屋外への逸走防止措置を適切に講ずること。
- (4) 飼い猫が屋外へ逸走した場合においては、その旨を直ちに町長に通報するとともに、当該猫の搜索、捕獲その他の必要な措置を講ずること。
- (5) 適正にえさ及び水を与えること。
- (6) 疾病及びけがの予防その他の日常の健康管理に努めるとともに、飼い猫が疾病にかかり、又は負傷した場合においては、獣医師により速やかに適切な措置が講じられるようにすること。

- 2 町長は、前項第4号の規定による通報があったときは、飼い主が講ずる搜索、捕獲その他の必要な措置を支援し、かつ自らも当該猫の搜索、捕獲、収容、返還その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、町長は飼い主に対し、その措置に要した費用の全部又は一部を請求することができる。

（所有頭数の制限）

第9条 飼い主は、飼い猫に生殖を不能にする手術を受けさせることその他の措置により、所有する猫の総数が10頭未満になるよう努めなければならない。

（占有者に対する準用）

第10条 第8条及び第9条の規定は、竹富町内に居住する猫の占有者について準用する。

この場合において、第8条及び第9条中「飼い主」とあるのは「猫の占有者」と、「飼い猫」とあるのは「占有する猫」と読み替えるものとする。

第3章 西表島等における取扱い

（所有又は占有に係る許可）

第11条 次の各号に掲げる者は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ、町長の許可を

受けなければならない。ただし、公益上の理由その他規則で定める特別な理由がある場合においては、この限りでない。

- (1) 竹富町字南風見、字南風見仲、字古見、字高那、字上原、字西表及び字崎山地内（以下「西表島等」という。）に居住する個人が、猫を所有しようとする場合
- (2) 西表島等に居住する個人が、第一種動物取扱業者（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第12条第1項第4号の規定による第一種動物取扱業者をいう。）が所有する猫を占有しようとする場合
- (3) 西表島等に居住する個人が、所有権留保契約（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和7年法律第56号）第2条第16項に掲げる所有権留保契約をいう。）に基づき猫を占有しようとする場合
- (4) 現に西表島等以外に居住し、かつ猫を所有する個人が、西表島等に居住し、かつ西表島等において所有する猫を飼養又は保管しようとする場合
- (5) 西表島等に事業場を有する法人が、当該事業場において飼養又は保管することを目的として、猫を所有しようとする場合
- (6) 猫を所有する法人が、西表島等に事業場を設置し、かつ当該事業場において所有する猫を飼養又は保管しようとする場合

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 個人にあつては、氏名、住所及び電話番号その他の連絡先
- (2) 法人にあつては、商号、代表者の役職名及び氏名、住所並びに電話番号その他の連絡先
- (3) その他規則で定める事項

3 前項の申請書には、猫を適正に飼養又は保管できることを証する書類として規則で定める書類を添付しなければならない。ただし、事実が明らかである場合その他の事由により、添付書類の全部を揃える必要がないと町長が認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。

4 町長は、第1項の許可の申請があつたときは、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを、規則で定めるところにより審査しなければならない。

- (1) 西表島等において、猫免疫不全ウイルス感染症、猫白血病ウイルス感染症その他の感染症をまん延させるおそれがないこと。

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の2第1項の規定の例によるマイクロチップの装着その他の手法により、第三者が当該個体から当該個体の所有者及び個体の識別に必要な情報を取得可能であること。

(3) 繁殖防止措置が講じられていること。

(4) 多頭飼育を行うものでないこと。

(5) その他、猫の健康及び安全の保持並びに福祉の増進又は西表島等における生活環境及び自然環境の保全のために必要なものとして規則で定める基準に適合していること。

5 町長は、前項の規定による審査の結果により許可を与えることとするときは、あらかじめ、当該許可申請者にその旨を通知しなければならない。

6 許可申請者は、前項の規定による通知を受けたときは、第1項の申請に係る猫（以下この章において「飼い猫」という。）1匹につき1,000円の事務手数料を納付しなければならない。ただし、町長が認めた場合には、事務手数料を減額し、又は免除することができる。

7 町長は、前項の規定による事務手数料を納付した者に対しては、遅滞なく飼養許可証を交付しなければならない。

8 町長は、第2項の規定による申請書の提出がされてから当該申請に対する処分をするまでに、通常要すべき標準的な期間を定め、役場における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

（条件）

第12条 町長は、前条第1項の規定による許可には、猫の健康及び安全の保持並びに福祉の増進又は西表島等における生活環境及び自然環境の保全のために必要な限度において、条件を付することができる。

（許可の変更等）

第13条 第11条第7項の飼養許可証の交付を受けた者（以下この章において「飼い主」という。）は、次の各号に掲げるいずれかに該当することとなったときは、町長に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(1) 第11条第2項の申請書の記載事項を変更しようとする場合

(2) 第11条第3項の書類の記載事項を変更しようとする場合

- 2 飼い主は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、14日以内にその旨を町長に届け出なければならない。
- 3 第1項の許可を受けようとする者又は前項の届出を行おうとする者は、規則で定めるところにより、変更に関する事項を記載した申請書又は届出書を町長に提出しなければならない。
- 4 第11条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定は、第1項の変更の申請について準用する。この場合において、第11条第7項中「前項の規定による事務手数料を納付した者に対しては、遅滞なく飼養許可証を」とあるのは「第1項の許可を行ったとき又は第2項の届出を受理したときは、遅滞なく変更後の事実に基づく飼養許可証を」と、同条第8項中「第2項の規定による申請書」とあるのは「第3項の規定による申請書」と読み替えるものとする。

(許可の失効)

第14条 飼い主が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、遅滞なく町長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 転出届（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条の規定による届出をいう。）を提出したときは、飼い主
- (2) 飼い猫を譲渡したときは、飼い主
- (3) 死亡したときは、その近親者

- 2 飼い主は、飼い猫が死亡したときは、遅滞なく町長にその旨を届け出なければならない。
- 3 前2項の届出を町長が受理したときは、当該届出に係る第11条第1項及び前条第1項の許可は、前項の届出事由が発生したときに遡ってその効力を失うものとする。

(許可の取消し)

第15条 町長は、飼い主が死亡したときであつてかつ前条第1項の規定による届出をすべき者が特定できない場合、又は前条第1項の規定による届出をすべき者の住所及び居所が明らかでない場合においては、前条第1項の規定による届出をすべき事実を公告し、その公告の日から14日を経過しても当事者から届出がないときは、届出に係る飼い主に対する第11条第1項の規定による許可を取り消すことができる。

- 2 町長は、前条第1項又は第2項の規定による届出をすべき者が第26条第3項の規定による命令（前条第1項又は第2項の規定に関する命令に限る。）に違反した場合におい

ては、当該届出に係る飼い主に対する第11条第1項の規定による許可を取り消すことができる。

- 3 前項の規定による処分については、竹富町行政手続条例（平成9年条例第13号）第2章の規定は、適用しない。

（西表島等における飼い主の遵守事項）

第16条 飼い主は、飼い猫を適正に飼養し、又は保管するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 第8条第1項各号に掲げる事項

（2） 飼い猫について、猫白血病ウイルス感染症その他の規則で定める感染症の予防接種（疾病に対して免疫の効果を得させるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを、猫に注射し、又は接種することをいう。以下同じ。）を、規則で定める期間ごとに受けさせること。ただし、当該猫に当該予防接種を受けさせることにより当該猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときは、この限りでない。

（3） その他、西表島等における自然環境の保全のために必要なものとして規則で定める事項

- 2 町長は、前項第1号の規定により準用する第8条第1項第4号の規定による通報があったときは、飼い主が講ずる搜索、捕獲その他の必要な措置を支援し、かつ自らも当該猫の搜索、捕獲、収容、返還その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、町長は飼い主に対し、その措置に要した費用の全部又は一部を請求することができる。

（占有者に対する準用）

第17条 前条の規定は、西表島等における猫の占有者について準用する。この場合において、「飼い猫」とあるのは「占有する猫」と、前条第1項第1号の規定により準用する第8条中「飼い主」とあるのは「猫の占有者」と読み替えるものとする。

（持込み許可）

第18条 何人も、町長の許可を受けなければ、西表島等に猫を持ち込んで서는ならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として持ち込む場合は、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 個人にあつては、氏名、住所及び電話番号その他の連絡先
- (2) 法人にあつては、商号、代表者の役職名及び氏名、住所並びに電話番号その他の連絡先
- (3) その他規則で定める事項

- 3 前項の申請書には、猫を適正かつ確実に管理できることを証する書類として規則で定める書類を添付しなければならない。ただし、事実が明らかである場合その他の事由により、添付書類の全部を揃える必要がないと町長が認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。
- 4 町長は、公益上真にやむを得ない事情があると認めるときでなければ、第1項の許可をしてはならない。
- 5 第11条第1項の許可を受けた行為に付帯する行為として西表島に猫を持ち込む場合は、第1項の規定は適用しない。

(持込み許可の条件)

第19条 町長は、前条第1項の規定による許可には、猫の適正かつ確実な管理の実現のために必要な限度において、条件を付することができる。

(違反持込みに対する措置命令)

第20条 町長は、第18条第1項の規定に違反して西表島等に猫を持ち込んだ者に対し、猫の健康及び安全の保持並びに福祉の増進又は西表島等における生活環境及び自然環境の保全のために必要な限度において、当該猫について獣医師による感染症に関する検査、診断を受けさせること、当該猫について感染症に関する予防接種を受けさせることその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第4章 所有者の判明しない猫

(屋外給餌等の禁止)

第21条 何人も、屋外において猫にえさ、水その他の物品を与えてはならない。ただし、容器を用いて給餌又は給水（以下「給餌等」という。）を行い、給餌等を行った後は速やかに容器を回収し、かつ周辺住民生活環境の保全上の支障を生じさせることがないようこれを行う場合にあっては、この限りでない。

(所有者の判明しない猫の収容)

第22条 町長は、屋外において猫を発見したときは、当該個体の健康及び安全の保持並びに生活環境及び自然環境の保全のため、当該個体を捕獲し、及び収容することができる。

- 2 町長は、前項の規定により収容した個体について、保有する届出及び許可情報を用いて、その所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めなければならない。
- 3 町長は、前項の措置を講じてなお第1項の規定により収容した個体の所有者又は占有者が判明しないときは、当該個体の性別及び外見上の特徴、捕獲の日時及び場所その他の規則で定める事項を14日間公示するものとする。
- 4 町長は、前項の公示期間満了の後1日以内に所有者又は占有者が当該個体を引き取らないときは、当該個体を、その飼養を希望する者に譲り渡すことができる。

第5章 雑則

(事務等の委託)

第23条 町長は、本条例の執行に係る事務（第11条から第15条まで及び第17条から第19条に係る事務を除く。）の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定により町長から事務の委託を受けた者は、当該事務に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(竹富町猫飼養条例推進委員会の設置)

第24条 本条例の目的を実現するために、町長の諮問に応じ重要事項を調査審議するため、竹富町猫飼養条例推進委員会を設置する。

(報告徴収及び立入検査)

第25条 町長は、猫の所有者又は占有者に対し、この条例の施行に必要な限度において、猫の飼養又は保管状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、猫を飼養又は保管している場所その他の土地若しくは施設に立ち入り、設備、機材、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 町長は、獣医師、愛玩動物看護師、猫の所有者又は占有者の近隣住民、動物の愛護を目的とする団体その他の関係者に対し、この条例の施行に必要な限度において、猫の飼養又は保管状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に質問させることができる。
- 3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び命令)

第26条 町長は、第5条第1項、第7条第1項、第8条第1項（第10条の規定により準用

される場合を含む。）、第11条第1項、第13条第1項若しくは第2項、第14条第1項若しくは第2項、第16条第1項（第17条の規定により準用される場合を含む。）又は第21条の規定に違反していると認められる者に対し、期限を定めて、当該規定に従い必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 町長は、第12条又は第19条の規定により付された条件を履行していないと認められる者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 町長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（過料）

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

（1） 第5条第1項の規定に違反して町長による命令に違反した者

（2） 第20条又は前条第3項の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料に処する。

（1） 第5条第2項、第7条第2項若しくは第13条第3項の規定による届出書、第11条第2項、第13条第3項若しくは第18条第2項の規定による申請書又は第5条第3項、第7条第2項若しくは第18条第3項の規定による添付書類について、偽りの記載をして町長に提出した者

（2） 第25条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者、立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は質問に対して回答をせず、若しくは虚偽の回答をした者

（委任）

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の日（以下、「施行日」という。）前にされた改正前の竹富町猫飼養条例（以下、「旧条例」という。）第7条第2項の規定による登録のうち、この条例第11

条第1項各号に掲げる場合に該当する登録については、この条例第11条第1項の規定による町長の許可とみなす。

- 3 施行日前にされた旧条例第31条の規定による第三者委員会の設置は、この条例第24条の規定による竹富町猫飼養条例推進委員会の設置とみなす。